



えひめ交通情報

No.370 令和5年7月4日発行

発行所 愛媛県警察本部
交通企画課

〒790-8573
松山市南堀端町2番地2
TEL 089-934-0110 内線5033

☆ 交通事故発生状況（令和5年6月末）速報値

【全国の死者数】

6月中	本年	前年比
176	1,182	24

【県内の事故】

	6月中	本年	前年比
発生	161	1,012	-6
死者	4	22	1
傷者	176	1,100	-25

【四国4県の死者数】

	6月中	本年	前年比
愛媛	4	22	1
香川	1	16	-1
徳島	3	16	5
高知	0	4	-10
計	8	58	-5

【高齢者の事故】

	6月中	本年	前年比
発生	70	430	27
死者	3	14	-1
傷者	38	236	34

【バスの事故(県内)】

	6月中	本年	前年比
発生	1	3	1
死者	0	0	0
傷者	1	3	1

※スクールバスを含む。

【事業用貨物自動車の事故(県内)】

	6月中	本年	前年比
発生	7	26	-6
死者	0	3	2
傷者	7	21	-10

※軽貨物(事業用)を除く。

【ハイヤー・タクシーの事故(県内)】

	6月中	本年	前年比
発生	6	24	4
死者	0	0	0
傷者	7	28	7

【安管事業所の事故(県内)】

	6月中	本年	前年比
発生	58	343	77
死者	0	6	1
傷者	64	371	75

【交差点事故】

	6月中	本年	前年比
発生	73	518	9
死者	0	5	-6
傷者	79	547	-11

【自転車の事故】

	6月中	本年	前年比
発生	43	226	19
死者	0	1	0
傷者	40	220	16



【ネットワークインフォメーション】



「特定小型原動機付自転車」とは!?

★ 運転免許は不要! ★ 16歳未満の運転禁止! ★ ヘルメット努力義務
交通事故の被害を軽減するため、ヘルメットを着用しましょう!

参考: 国土交通省HP「特定小型原動機付自転車について」「2.道路運送車両の保安基準」より引用



特定小型原動機付自転車の保安基準項目

前照灯 (ヘッドライト)
警音器 (クラクション等)
バッテリーの安全性 (PSEマーク等の基準への適合を確認)
(注)最高速度表示灯 (公道等では点灯、歩道では点滅)
制動装置 (ブレーキ)
方向指示器 (ウィンカー)
尾灯、制動灯 (テールランプ、ブレーキランプ)
後部反射器 (リフレクター)

『性能等確認済』シール
※性能等確認済シール等が付けられているものは、この基準を満たしています。

その他満たすべき基準

- 走行安定性 (段差等を安全に走行できること)
- スピードリミッター (設定最高速度を超えて加速しないこと、走行中は設定最高速度の変更ができないこと)

● 見本市 ●
あ1234 など

(注) 歩道を6km/h以下で走行するモードを有しないものについては、点滅機能は不要

※ナンバープレートも必要です!
違反行為を繰り返す者には、「特定小型原動機付自転車運転者講習」の受講が命じられます!

愛媛県警ホームページ (<https://police.pref.ehime.jp>) の交通部交通企画課のページに交通事故マップがありますので、ご活用ください。